

手続きが必要な建築物

次の建築物については、建てる区域、工事の内容に応じて、建築確認を受ける必要があります。

		特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平米を超えるもの	木造の建築物で3以上の階数を有したまたは、延床面積が500平米または高さ13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの	木造以外の建築物で2以上の階数を有したまたは、延床面積が200平米を超えるもの	左記以外の建築物で建築に係る部分の床面積の合計が下記のもの	
					10平米を超える	10平米以内
都市計画区域	防火地域 準防火地域	◎	◎	◎	○	○
	上記以外	◎	◎	◎	○	△
都市計画区域外		◎	◎	◎	□※	×※

<凡例>

- ◎：新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更について建築確認が必要
- ：新築・増築・改築・移転について建築確認が必要
- △：新築についてのみ建築確認が必要
- ：建築確認不要，工事届の提出が必要
- ×：建築確認不要
- ※土砂災害特別警戒区域の場合，居室を有する建築物は建築確認が必要です。